

こども誰でも通園制度
重要事項説明書
令和8年度版



社会福祉法人昭友会
浦和あかつき保育園

第0条<前置き>*R8.3.17 一部変更

令和8年度の実施は行政予約システム運用初年度となることから、年度途中でも変更となる事項が発生する可能性があることをご理解ください。

第1条<対象>

1～2歳児（3歳を迎えた子(満3歳児)の利用不可)とします。

*保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業所に在籍していないこと。

第2条<目的>*R8.3.17 追記

集団生活の機会を提供し、友達との関わりや社会性・情緒の発達を促す。
社会(保護者同士や保育者)とのつながり(孤立防止)を支援する。

第3条<利用にあたっての留意事項>*R8.3.17 追記

- ・ご利用には行政への利用登録～予約が必要です。
- ・原則1人当たり10時間/月の利用時間となります。
- ・初回は面接があり、2～3回は慣らし保育とさせていただきます。
- ・行政にて認定を受けても人員配置等の理由でお受けできない場合があります。
- ・費用が掛かり、現金でのお預かりはできません。キャッシュレス決済のみ。

第4条<受け入れ人数・定員・上限利用回数>

定員は各日4名とします。

*利用上限はお子さま1人につき10時間/月となります。

第5条<実施日・期間>

実施期間は5-2月とします。

実施日は当園設定日(月・火・金曜日*カレンダー参照)とし、月10日程度とします。

*繁忙期(10・11・12・1月)は実施できない日があります。

*3・4月、土日祝祭日、年末年始期間は実施しません。

第6条<利用時間>

原則9:00～15:00 *但し利用開始時間は9:00-11:00とします。

11:01以降のお預かり開始は不可とします。

*予約時間に遅れて登園しても職員配置の都合で費用の変更はありません。

第7条<申込・予約方法>

行政によるシステムにて受け付けております。

第8条<申込書類>

初回面接時に当園担当者からご説明のうえ、
「利用申込書兼確認書」・「こどもの記録」・「当園指定の誓約書」へ
面接時にご記入いただき、各書類をお預かりします。
※各書類の提出が無い方、空欄がある方は利用できません。

第9条<料金>

利用料金は原則 300 円/1 時間。
減免対象者は行政にて認定されます。

第10条<費用>

朝おやつ 50 円・給食 250 円・コット布団 50 円・延長料金 300 円
*費用は減免対象の方もかかります。

第11条<延長料金>

- ・利用時間を1分でも超えた場合は1時間分の追徴となります
- ・月10時間を超えて利用された場合の延長料金は30分1,000円です。
- ・*月10時間を超えた延長料金は住民税非課税家庭・生活保護家庭の方もかかります。

第12条<利用の開始と終了について>

1. 予約時間の5分前に登園いただく。
2. 保育開始(慣らし保育中は原則同伴)
3. 終了時間の5分前にお迎えに来ていただく。
4. 会計～降園。

第13条<お支払い方法>

1. お迎え時のお支払いとなります。
2. キャッシュレス決済のみとなります。
3. 現金でのお預かりはできません。

※利用可能なお支払い方法：クレジットカード/交通系電子マネー/PayPay/d払い/
楽天 Pay/AUpey/メル pay/iD/QuickPay など

第14条<食事の提供>

昼食給食(完了食のみ)や朝おやつ、麦茶の提供あり。*麦茶以外は有料。
ミルク・離乳食の提供は無し。

※ 食物アレルギーのあるお子さまへの食事の提供はできません ※

第 15 条<服装>※すべてにご記名ください。

動きやすく着脱しやすい服装・靴でお越しく下さい。

※ロンパース不可。

第 16 条<持ち物>※すべてにご記名ください。靴下等も左右に記名ください。

- ・印鑑(初回)・母子手帳(初回) ・着替え 1 組 (T シャツ・ズボン・肌着)
 - ・おむつ (時間に合わせ 3-5 枚程度) (*廃おむつは園で処分します。)
 - ・汚れもの袋 2 枚 (汚れた服を入れます。) ・帽子 (ゴムひもつきのもの)
 - ・食事用エプロン口拭きタオル*食事を摂るお子さまは 2 枚ずつ。
 - ・午睡用バスタオル(2 枚)
 - ・キャッシュレス支払に必要な物(クレカ・IC カード・スマホ類)
- ※不備がある場合は受け入れ不可。

第 17 条<保育実施場所>

2 階遊戯室で実施します。

状況により 1 歳児用保育室～ 2 歳児用保育室とする場合があります。

第 18 条<保育実施方法>

遊戯室実施時は保育士 1-2 名を配置し最大利用者 4 名で活動します。

保育室実施時は在園児合同で活動し、人数により保育士を配置します。

第 19 条<慣らし期間の設定>

2・3 回(1 回 1 時間)のご利用初期は、慣らし保育期間として保護者の同伴をお願いいたします。お子様の状況によっては、慣らし期間を延長させていただく事があります。保育士からも積極的にかかわりをもって対応させていただきます。

第 20 条<保険>

在園児と異なり、スポーツ振興共済には未加入のため、施設賠償責任保険のみ適用が可能となっております。当施設の責任でケガをさせた場合にのみ適用可能。保護者様が不足と感じられる際には各ご家庭にてご加入いただく必要があります。

第 21 条<緊急時(発病・お怪我)の対応>

発熱や急激な体調変化、怪我などが発生した際は、利用申込書に記載の連絡先に連絡を入れます。ご病気やお怪我で緊急性のある場合には救急車を使うことがあります。

※ 保護者様は必ず連絡が取れるようにしておく必要があります ※

第 22 条<災害時の対応>*R8. 3. 17 追記

普段、在園児が毎月行っている避難訓練のとおり災害に対応します。不慣れな当制度

利用者にはできる限り多くの職員を充当します。防災頭巾等は当制度利用者分もご用意しております。ご利用時間内に避難訓練を行うことがあります。

※ 保護者様は必ず連絡が取れるようにしておく必要があります ※

第 23 条<虐待防止への措置>*R8. 3. 17 追記

当園保育下では各保育室に監視カメラがあり、確認できるようになっております。

また、不自然な外傷、理由のない欠席、帰宅を顕著に嫌がる等が見受けられた場合は、児童相談所へ通告することがありますので、ご承知おきください。

第 24 条<実施の中止・変更>

顕著な悪天候や災害時などの安全確保が難しい場合、保育園内で感染症児が多く衛生確保の困難な場合、保育士数が絶対的に不足する日、大行事の準備等の保育園側の事情で中止・変更とすることがあります。

第 25 条<当制度利用禁止事項>

下記のような症状がある場合はお預かりをできません。

- ・ 37.5 度以上の発熱があるとき。 ・ 下痢・嘔吐があるとき。
- ・ 明らかに体調の悪いとき。 ・ 同居者に第 5 類以上の罹患者がいるとき。
- ・ お預かりする当日・前日に頭をぶつけたとき。
- ・ その他、安全にお預かりできる状況にないとき。

第 26 条<個人情報の取り扱いについて>

「児童福祉法」および厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施を目的として、園児募集並びに入園/保護者様との連絡/こどもの保育/こどもの記録管理/こどもの健康状態把握/に関する業務の範囲内で厳重に利用いたします。

第 27 条<その他>

この規定上に無い事項が発生した場合には、利用者の意見に十分に耳を傾けたうえで、施設長・主任・担当保育士・理事長で事項決議にあたります。必要な場合は専門家/行政に相談します。当制度責任者は施設長工藤 英二となっております。

第 28 条<附則>

この取扱いは令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上